

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合【就労不能障がい給付金】

○
お支払い
できる場合

責任開始時後に発病した統合失調症により、
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく
2級の障がい状態として認定され、
**2級の精神障害者保健福祉手帳を
交付された場合**

▶ 1級または2級の障害に認定されたことによって、**精神障害者保健福祉手帳を交付**されているので、就労不能障がい給付金をお支払いします。

✗
お支払い
できない場合

責任開始時後に発病した統合失調症により、
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく
3級の障がい状態として認定され、
**3級の精神障害者保健福祉手帳を
交付された場合**

▶ 1級または2級の障害に認定されていないため、就労不能障がい給付金
をお支払いできません。

解説

- 上記の例では、責任開始時後に発病した疾病または発生した傷害により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、障害等級1級または2級の障害の状態として認定され、それに対する精神障害者保健福祉手帳の交付があったときに就労不能障がい給付金をお支払いします。
- 1級または2級の精神障害者保健福祉手帳を交付された場合でも、障がいの原因が責任開始時前に発生していたときは、就労不能障がい給付金をお支払いできません。